

施設・研修等分科会 第41回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第41回 施設・研修等分科会議事次第

日 時：平成26年 3 月12日（水）14:52～17:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1 開 会

2 議 事

1. 公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリング

- 登記情報システムの業務アプリケーション保守業務（法務省）
- 被ばく医療共同研究施設放射性廃棄物処理設備の運転保守管理業務請負
- 重粒子線がん治療装置及びサイクロترون装置の運転及び維持管理等業務
- 重粒子線棟及び新治療研究棟機械設備運転保守管理業務

（上記 3 事業は文部科学省、（独）放射線医学総合研究所）

（非公開）

- totoくじ販売に関する広報宣伝業務

（文部科学省、（独）日本スポーツ振興センター）

3 閉 会

○小幡主査 それでは、ただいまから第41回「施設・研修等分科会」を開催いたします。本日は、公共サービス改革法の事業選定に関するヒアリングといたしまして、法務省の「登記情報システムの業務アプリケーション保守業務」、独立行政法人放射線医学総合研究所の「被ばく医療共同研究施設放射性廃棄物処理設備の運転保守管理業務請負 外2事業」、及び独立行政法人日本スポーツ振興センターの「toto くじ販売に関する広報宣伝業務」について審議を行います。

なお、最後の議題の「toto くじ販売に関する広報宣伝業務」につきましては、非公表の情報が含まれることから、会議を非公開といたします。

初めに、法務省の「登記情報システムの業務アプリケーション保守業務」の審議を行います。本日は、法務省から小野瀬官房審議官ほかに御出席いただいておりますので、事業概要等について御説明をお願いしたいと思います。恐縮ですが、10分程度で説明をお願いいたします。

○小野瀬官房審議官 大臣官房審議官の小野瀬でございます。

「官民競争入札等監理委員会」の皆様方には日頃から登記事項証明書等の交付に関する事務、あるいは刑事施設の運営業務を始めといたしまして、市場化テストの関係で大変お世話になっております。改めて御礼を申し上げます。

民事局のほうで運用管理しております「登記情報システムの業務アプリケーション保守業務」でございますけれども、1者応札が継続している状況がございまして、監理委員会のほうから公共サービス改革法の対象事業とすべきではないかという御指摘をいただいているところでございます。本日、この御指摘に対します当省の考え方を説明する機会をいただきましたので、業務の概要、これまでの当省の取組、また、今後の取組の検討内容につきまして御説明させていただければと存じます。

それでは、詳細につきましては恐縮でございますが、民事局の総務課長の小出のほうから御説明させていただきます。

○小出課長 民事局総務課長の小出でございます。どうかよろしくお願いいたします。

本日は当局のほうで民間事業者に委託して実施しております「登記情報システムの業務アプリケーション保守業務」に関しまして、1者応札の解消に当局の取組、考え方を説明する機会をいただきまして、ありがとうございます。私のほうからお手元の資料1－1に沿いまして、登記情報システムの概要、登記情報システムのアプリケーション保守業務の概要、1者応札の改善に向けたこれまでの取組状況のほか、現在、検討しております今後の取組内容について順次、御説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1－1の3ページを御覧ください。登記情報システムの概要について御説明いたします。登記情報システムは既に市場化テストで実施しております、登記事項証明書等の交付等事務の関係で委員の先生方にはある程度おなじみではあるかと存じますが、国民や企業等の社会・経済活動における重要な基盤でございます不動産登記、及び商業・法人登記に関する事務を処理するシステムでございます。不動産取引や企業取引等の

経済活動の安全と円滑を支える大規模な基幹システムであります。

登記事務には大きく分けて2つの事務がございます。1つ目は、登記の申請を審査して記録する事務、これは甲号事務と呼んでおります。それから、登記事項証明書の発行等を行う事務、これを乙号事務と呼んでおりますが、この2つに分けることができます。

登記情報システムですけれども、このうち登記の申請を審査して記録する甲号事務、これをもう少し細分化して申し上げますと、まず、受付、調査、記入、甲号という各工程を経ますが、それぞれ申請の対象物件の入力、受付番号の付与、申請された登記の目的、登録免許税額等の記録、登記すべき事項のシステムへの入力、登記内容の確定、登記識別情報の作成等といったそれぞれの各工程における各処理を行います。乙号事務におきましても、受付、発行という工程を経ますが、対象物件あるいは発行する証明書の種類などの入力、証明書等の発行といった工程における適正かつ円滑な処理の実施に大きく寄与しているシステムでございます。

登記情報システムの導入の経緯について簡単に御説明いたします。このシステムは登記所における登記事務の増加に起因する、従前紙ベースで行ってございました事務処理上の各種の弊害、具体的には登記簿等の謄抄本の交付事務が遅滞していたこと、また、登記簿の原簿を閲覧させることによって抜取りや改ざんが行われていたこと、摩耗等による登記簿の劣化といった事態に対処するために、国民サービスのより一層の抜本的な改善策として登記事務をコンピュータで処理するシステムとして開始されたものでございます。昭和63年の東京法務局の板橋出張所への導入を皮切りに全国展開いたしまして、平成19年度までに全国全ての登記所に導入されました。

登記情報システムにつきましては、導入当時、最も標準的なコンピュータであるメインフレーム、すなわち大型のコンピュータシステムを使用して構築されましたけれども、特定のベンダーのハードウェア、ソフトウェアに依存する高コストな構造でありまして、法改正、業務改善に当たって十分、迅速な対応ができておりませんでした。また、新たな情報処理技術の出現によって、ハードウェア、ソフトウェアのオープン化、標準化が進んでおりましたけれども、これらを活用する余地がございました。また、オンラインサービス等へのニーズに適切、迅速な対応ができない、こういった問題点が指摘されておりました。

このため平成16年に「登記情報システム業務・システムの最適化計画」を定めまして、平成20から22年度までにかけて、ハードウェア、ソフトウェアのオープン化を図った新たなシステムを導入することとし、併せてシステムの設置拠点につきまして、当初、全国の登記所にあったシステムを50カ所の法務局のバックアップセンターに集約した後、さらに全国4カ所の登記事務システムセンターに集約いたしました。

次に、登記情報システムで取り扱う業務量についてでございますが、その主なものは資料中段の表に記載してあるとおりでございます。取り扱う業務量としては、不動産登記の申請件数が年間で約1,300万件、商業・法人登記の申請件数が年間約150万件、登記事項証

明書等の交付件数が年間で約2億9,000万件となっております。なお、登記事項証明書等の交付件数には、インターネットを通じて登記情報を閲覧することができる登記情報提供サービスの利用件数として、約8,600万件ほどが含まれているという数字でございます。

また、登記記録数でございますが、取り扱います記録の数は不動産登記で約2億9,000万筆個、商業・法人登記で約550万法人でございます。

システムの規模でございますが、その右側に指標を記載しております。業務アプリケーションのプログラム規模は約1,350万 step と膨大でありますし、プログラムの機能の固まりを示すファイル数、これは約4万ファイルとなっております。取り扱う登記記録の数が膨大でありますことから、データの総容量も45万 GB、450TB となっております。

システム規模を他のシステムと比較いたしますと、登記のような国の基幹システムの比較において何を基準とすべきかは難しいところでございますが、例えば民間のシステムとの比較では、東京証券取引所の株式売買システムである ARROWHEAD は約340万 step のプログラム規模でございます。登記情報システムはその4倍の規模になっております。また、システム関係の一般的な指標として「ユーザー企業ソフトウェアメトリクス調査」という一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会が行っている民間企業を対象とした調査がよく用いられますが、この調査の対象となったシステムの step の平均値は約30万 step です。中央値は約8万 step となっております。こういった数字から見ても登記情報システムの規模の大きさがお分かりいただけると思います。

また、他のシステムとの連携でございます。このページの下表にありますとおり、省内外の他のシステムと連携しながら登記所における業務処理を行っております。また、インターネットを経由して利用される他のシステムとも連携しながら登記行政サービスの提供を行っております。

現在、登記所は全国に426か所ございまして、ここで行われる登記申請の審査事務や登記事項証明書等の交付事務の処理に登記情報システムが用いられていますが、これらの事務処理を行う上で不可欠な登記所で管理する地図や図面、地積測量図や建物図面などを取り扱う地図情報システムと相互に連携しながら、事務処理及びサービスを提供しております。登記の審査事務につきましては、住民票のかわりに住民票コードを添付情報として提出した申請人の住所を確認する場合に「住民基本台帳ネットワークシステム」を利用する必要がありますため、このシステムとも連携しております。

また、インターネット経由につきましては、平成12年から登記情報をインターネット経由で閲覧することを可能とする登記情報提供サービスを行っておりまして、このサービスに必要となる登記情報提供システムとも連携しております。平成16年度以降、登記の申請や登記事項証明書等の交付の請求はオンラインにより行うことが可能となっております。登記手続等のオンライン申請の窓口として利用される「登記・供託オンライン申請システム」とも連携しております。現在、登記情報提供サービスの利用も含めましたオンライン利用率は、平成24年度の数字ですが、70%を超えている状況でございます。

4 ページ、続きまして、登記情報システムの業務アプリケーション保守業務の概要について御説明させていただきます。まず、アプリケーション保守業務の目的でございます。先ほど御説明いたしましたけれども、登記情報システムは国民、企業等の社会・経済活動における重要な基盤である登記に関する事務を処理する情報システムでありまして、システム停止などによる業務の停滞は許されず、常にシステムの安定稼働を維持する必要がございます。

このため IT に関する専門的な知識と高度な技術力を要する事業者に登記情報システムの業務アプリケーションの保守に関する業務を委託することにより、システムの品質の確保、安定稼働の維持を図り、登記業務の安全と円滑な実施を図ることを目的としております。

主な業務内容ですが、大きく分けて2つ、維持管理保守と変更保守がございます。維持管理保守は、システムの維持管理を目的として保守業務を行うものであり、トラブル対応として、システムの運用中にトラブルが発生した際に業務アプリケーションの調査を行い、プログラム作成、修正、及びテストの実施を行うものでございます。

変更保守は新規施策等によるプログラムの改修を行うもので、新規施策の実施や制度改正、業務の効率化等を実現する際のシステムへの影響調査、技術的検証等を実施した上でプログラムの改修、改良及びテストの実施を行うものでございます。これらの2つのほかにも先ほど御説明した連携システムのプログラム内容の変更等に伴う登記情報システムにおけるプログラム改修に係る対応といった業務もございます。

アプリケーション保守業務の特徴でございますが、プログラムの修正、変更に当たって、プログラムの設計書及びソースコードからプログラムの問題箇所、変更箇所を特定しまして、修正、変更する場合の影響範囲の確認を行うなど、高度で複雑な作業を行うものであります。業務の実施に当たっては、取り扱う業務やプログラムに対する深い知識、ノウハウが必要になってまいります。

○小幡主査 すみません、10分と申し上げたので、大体、概要はわかりました。これをさらに公共サービス改革のほうに開くことが難しいかどうかということに絞って、この後、少しお話いただければと思います。

○事務局 6 ページ以降の今後の取組に絞っていただければいいかなと思います。

○小出課長 失礼いたしました。

1 者応札の改善に向けたこれまでの取組状況について5 ページから御説明させていただきますと思います。まず、これまでの取組内容でございますけれども、入札スケジュールにつきましては、平成23年度分の入札におきまして1週間程度の入札公告時期の前倒しを行ったほか、平成25年度分の入札におきましては、準備、引継期間を1週間程度、長く確保いたしました。

また、資格・実務経験につきましては、必要な資格を限定せず、求める水準を明らかにするという工夫を行っておりますほか、25年度分の入札におきましては、業務従事者の専

属配置の要件、あるいは業務知識の要件について若干の緩和を行っております。

また、仕様書につきましては、保守対象となる設計書や作業項目、プログラムステップ数を明記したほか、直近の保守作業実績やインシデント対応件数を明記しております。

情報開示につきましては、情報システムに係る政府調達の基本方針に定められたプロセスに従いまして意見招請を実施しておりますほか、設計書や運用手引書等が閲覧可能であることも仕様書に明記いたしました。

評価基準につきましては、技術点を必須項目と加点項目に分離し、必須項目を必要最低限のものとしておりますほか、平成24年度分の入札においては必須項目に対する加点項目の比率を下げる見直しを行っております。

事業者からのヒアリング内容でございます。1者応札の状況を改善するために、これまでも事業者からヒアリングを実施しておりますが、本年度に登録情報システムと連携するシステムの運用業者、その他大手のベンダーを対象としたヒアリングを行いましたので、その結果につきましてはここに書いてあるとおりでございます。

各事業者から挙げられた意見ですが、そもそもアプリケーション保守業務は開発業者が作成したアプリケーションを保守する業務であり、開発業者以外の事業者が実施するのは難しいとか、新規参入するためには業務を実施するための要員を確保して体制を構築した上、これらの要員が知識、ノウハウを取得する必要があるけれども、相応のコストがかかるという意見や事業期間の開始当初から直ちに業務を行う必要があり、システムを停止させてしまっただけいけないということがありますので、リスクが高いという意見もございました。

また、登録情報システムの特性を踏まえた意見につきましても先ほど御説明したとおり、登録情報システムは、我が国の社会・経済基盤である登録業務を取り扱うシステムであり、仮にシステム停止等のトラブルを発生させた場合には企業の評判を落とすことにもなりかねないので、新規参入のリスクが高いといった意見のほか、登録情報システムはほかに類のない一品もののシステムでありまして、既存のノウハウ、知識が活用できないという意見もございました。また、システム規模が非常に大きいということから、業務、アプリケーションの内容を熟知するには人員とコストが必要になる。新規参入にはリスクが高いという意見もございました。

6ページ、そこで今後の取組でございますけれども、まず、情報開示の推進を更に進めてまいりたいと思います。本件業務につきましては、これまで本委員会の事務局とのやりとりの中でいただいた3質問の中で従来の実施に要した人員を開示する必要があるのではないかという御指摘をいただいておりますので、御指摘を踏まえて今後の調達に当たりましては、過去の本件業務の実施に要した人員、体制に関する情報も開示したいと考えています。また、そのほかにも新規事業者が本件業務への参入に当たって参考となる情報があれば、情報の開示を進めてまいりたいと考えております。

続いて、入札スケジュールの見直しでございます。これまで本件業務につきましては、

毎年、アプリケーション機能の追加開発を行っているほか連携するシステムが多数あり、数年先の保守業務を見込むことが難しいといった理由から、単年度の調達としておりました。しかしながら、これまでの本委員会事務局とのやりとりの中でも御指摘がありました。が、事業期間を複数年度とすることにより、新規事業者の参入意欲を高めることが期待できますことから、今後の本件業務につきましては、国庫債務負担行為を活用して事業期間を複数年度としたいと考えています。

また、事業者からのヒアリング結果にもありましたけれども、本件業務を実施するためには、業務を実施するための要員を確保して体制を構築し、これらの要員が業務アプリケーションの知識、ノウハウを習得する必要があるということです。でございますので、事業開始年度前に契約を締結することにより、新規事業者が業務アプリケーションの知識、ノウハウを習得する十分な期間を確保することができるよう、いわゆるゼロ国債を活用しまして、十分な準備、引継期間を確保するとともに、新規事業者が提案に当たって十分な検討が行えるよう、十分な調達期間を確保することとしたいと考えております。

このほか、情報システムにかかる政府調達につきましては、昨年6月に閣議決定された「世界最先端 IT 国家創造宣言」におきまして、ベンダーロックインの解消等による調達コストの削減や透明性の向上、及び競争力のある市場を構築するための戦略的調達を目指した取組を推進するとされておりますので、こういった政府における動向も注視しながら、引き続き調達の透明性、公正性、中立性の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に本件業務につきましては、登記情報システムの特性を踏まえますと、新規の事業者の参入が困難な面がございますが、当省といたしましても1者応札の解消に向けた自主的な取組を引き続き行ってまいりたいと考えておりますので、現時点におきましては、公共サービス改革法の対象事業とすることについては消極に考えております。

長くなって申しわけございませんが、私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○小幡主査 どうもありがとうございました。急がせまして、申し訳ありません。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○石堂副主査 1者応札改善に向けた取組と改善策のところ、テクニカルにいろいろとやっても非常に難しいのではないかと。要するに、新規業者が参入してくるのは非常に難しいなという思いが強いです。この登記情報システム全体は非常に大きなシステムだという説明がありましたけれども、このシステム全体の改修周期のようなものは何かあるのですか。

○小出課長 機器のリース期間が大体5年が原則でございますので、リプレイスという形で5年ごとに機器を更新するたびにシステムの改修とかアプリケーションの追加を行っているところでございます。

○石堂副主査 素人で余りよくわからないのですけれども、部分、部分が変わっていくと

ということなのか、根幹の部分を決めるのかというタイミングは別にあるのですか。

○田中補佐官 システムのハードとソフトがありますが、ハードの方で大体5年ぐらいというのがありますし、ソフトウェアの方でも、例えば今、問題になっている Windows XP のようなサポート期間の問題があるかと思いますが、そのようなサポート期間が切れたタイミングに合わせて、システムを変えていくという見直しを行います。そのタイミングに合わせてアプリケーションを変えていくという取組も行っております。

○石堂副主査 これほど大きい話ではないですけれども、よくエレベーターはメーカーがその後も保守をやる。メーカー側は盛んに自分以外の業者では十分に安全が保てないかもしれないという感じで参入を阻止するケースがあると聞いていますけれども、今回の場合もこの説明の中にありますように、細部まで組み込んだものを全部知っている人間が保守していくのが一番いいという、何となくその感じはあるのかなと思います。

それで、今、いろいろと聞いた中で全体の根本的な改修があるタイミングにいわば御破算で願ひましてはという形で新規事業者も含めて全く平等な条件で競争するという環境、そんなタイミングがあるのだと考えてよろしいのですかということを知りたかったわけなのです。

○小幡主査 システム開発は富士通のシステムですね。ハードのところでは機器は5年ごとというのはわかりますが、システム自身、今の富士通のシステムをどこかで変えるということは決まっているのですか。それを伺いたかったのですが。

○田中補佐官 ハードを変えるタイミングに併せて上に載っているソフトウェアやアプリケーションも見直しを行っていくということです。

○石堂副主査 複数年契約だとか、国債を利用してという話になると、要は、1つのシステムをつくり上げた業者に5年間任せるのだということで、5年ごとに競争していけばいいという考え方もあり得るということですか。

○小幡主査 どうぞ。

○森田 CI0 補佐官 CI0 補佐官の森田です。

私はこのシステムを大分長い間、7～8年以上様子を見てきていますが、5年ごとに変えるというように単純なものではなくて、ハードウェアも相当規模が大きいために一斉にどんと変えることは難しいのです。そういうことで、大きな固まりでもって部分的に変えていくという形をとります。ソフトウェアについてもそういう変え方をしていく場合には、今までのソフトウェアを全部まっさらにつくり直すことは実際には無理なのです。

それで、どのようにやっているかという、そのソフトウェアについても大きな変更、例えばオープン化という話がありましたが、昔は富士通特有のシステム環境で動いたものを Linux とか、そういう新しいどのベンダーの機械でも動くものに入れかえている。

そうすると、OS の部分を入れかえるために、今動いているシステムをできるだけ継承利用する形で改変をしながらやっていますので、実際に開発しているプログラムの中身を見

ますと、昔から使っている COBOL のプログラムもまだ残っています。それを全部新しい言語、例えば java とかに書き変えてしまうと、非常にコストがかかるのと、そのとおりに動くかどうか確認したり、そういった作業が膨大になってしまってコストがかかり過ぎるという問題があります。なるべく昔の開発した成果を継承利用するという形をとりながらやるわけです。

そういうことがありますので、5年ごとに全体を入れかえるというタイミングがなく、逐次的に大きな固まりでもって変えていく、その節目が私の知っている範囲で一番大きかったのは、大体平成20年前後に行われたオープン系システムへの切りかえです。このときは OS と DBMS 自体をメーカー固有のものからオープン系のものに変えています。それは非常に大きな変更点でした。

そういった意味では、またさらに次期システムについてどこかで大きくそういうものを検討しなければいけない時期はあるはずで、適宜、そういうものの必要性を調査しながら、何年ごろにどういうシステムの姿を描くかということを勉強しながら進んでいるという状況です。

○石堂副主査 素人の質問で申しわけないのですが、部分、部分でやっていくときに、一部やってもほかの変えない部分とちゃんとうまく整合的に動いてくれるだろうかということになると、全体をつくったところが有利になるのかなという感じがするのが1つです。

今、御説明の中でオープンシステムに切りかえたのが非常に大きい意味があったというおっしゃり方をされたと思うのですが、それを採用することによって部分、部分であれ、後から新規に参入してくる業者が非常に入りやすくなったはずだと理解しているのか、この2点をお伺いしたいです。

○森田 CIO 補佐官 その点に関しましては、まず、確実に言えることは、利用するハードウェアの部分、部分についてはベンダーの依存性が非常に薄くなったので、入札の効果が出やすくなっているだろうということは明らかに言えます。

システム全体とソフトウェアの体系については、もう一つ、さらに考えなければいけない要素があって、ドキュメントの体系であるとか作業の進め方、テストのやり方、それに使う道具立て、こういったものがどこまで一般化して普遍性のあるものに変えていけるかという問題が残っているかと思います。それも徐々に新しいものに変えていくような指導はしていますが、なかなかそこは一気に行かないところで、今、御指摘のありましたように、どうしても現行ベンダー以外のベンダーが参入するときの障壁が大きいのが実態です。

○引頭副主査 御説明ありがとうございました。

最初に審議官がお話されたように、国の IT 戦略を担う大きな1つのツールであることは間違いなくと思います。ただ、それを踏まえた上であえてお話させていただきますと、毎年の落札率を拝見しますと、そちらには資料があるのかわかりませんが、23年度、24年度、25年度ともに1社応札であり、加えてかなり高い落札率になっています。何があった

か背景はわかりませんが、外形としてそのようになっているという事実があります。

それから、森田補佐官が先ほどおっしゃったように、もともとはホストコンピュータをベースでつくられていたということもあり、COBOL だとか、現在多くの IT の技術者たちが使っていないようなレガシーな言語で書かれたものもあるというのは、理解しています。ただ、言葉を選ばずに言うと、COBOL を熟知している技術者が今後、どれだけの期間、存在しているかということを考えると、非常に難しい。技術者がいなくなってしまう、システムが維持できなくなる可能性も今指摘されています。

そう考えると、今回の保守についての競争性を論じるだけで十分だと言えるのでしょうか。御説明の中で、むしろ次期登記情報システム、あるいは次々期登記情報システムにおいては、現在の IT の主流となっている、オープンシステム、場合によってはクラウドという考え方も含めて検討していかなければならないのではないかと。

もっと言ってしまうと、財政が厳しい中、IT システムの初期投資や運用コストなどについては、できるだけ減らしていかなければいけないと思うのです。先ほど御説明のなかで、東証のシステムである Arrows と比べて step 数が 5 倍ぐらいあるというお話でしたが、果たして必要な step 数だったのかと思うところもあります。

ホストコンピュータベースではなく、また一部にパッケージソフトを使うといったようにアプローチを変えればもう少し step 数を削減することも可能ではないでしょうか。

情報システムにおいて、どのようにしたら、新規事業者が入ってこられるのか。それも最初のシステムと保守のところを分けて切り出して発注するという御方針があるのであれば、どのようにしたら最初につくった事業者ではない者に可能性が生まれるのかということについては是非御検討をいただきたいという印象を受けましたが、この考え方について認識が間違っている可能性もありますので、コメントをいただければと思います。

○小幡主査 いかがでしょうか。

○醍醐室長 登記情報センター長の醍醐と申します。よろしくお願いいたします。

今、委員からの御指摘がありましたが、6 ページの資料にございますように、私どもとしては、このシステムにつきましては、次期システムはサーバーの調達、端末の調達が進んでおりますので、次々期システムが平成31年をめどに更改する予定となっておりますので、それが1つのポイントだと考えております。

先ほど CI0 補佐官からもありましたように、私どものシステムは歴史が長い関係で古い COBOL が一部ございますので、委員からの御指摘があったように、次々期システムを視野にできる限り参入障壁となるような古いプログラムとか、そこら辺をいかにオープンなものに書きかえられるかどうかということもまた1つの課題だと認識しております。

○小幡主査 それでは、時間がまいりましたので、ヒアリング自身についてはこれまでとさせていただきます、議論を整理いたしたいと思います。

今、委員からのご意見、やりとりでもございましたが、登記情報システムの業務アプリケーション保守業務というものの自身についてはオープンシステムと言いながらも、なかな

か業務内容がプログラムの修正、変更でその固有のもともとのシステムとの関係で、システムの開発者以外の事業者の新規参入が困難であるということは推測できるところでございます。

ですから、むしろ今、引頭委員が言われたように、そのシステム自身を今後、どのようにしていくかという根本のところをお考えいただいたらとも思います。ただ、今、御説明いただきましたように、法務省さんが自ら実施を予定している競争性改善のための取組もございますから、保守業務について複数応札が実現する可能性も一部残されているとは思っています。技術的にいろいろなやり方の工夫があると思いますので、引き続き競争性の改善をこちらとしては要請していきたいと思っております。

今後、その取組をフォローアップいたしまして、また平成26年度以降、必要に応じてヒアリングを実施してまいりたいと思っております。次々期登記情報システムに向けてというお話がございましたが、まさにオープンに競争性のある形で今後、保守業務も含めてできるように構築をしていただきたいと思っております。

本日の議論の中で各委員から示された課題や意見等について、実施府省において1カ月程度をめどに取りまとめていただきまして、事務局を通じて御回答ください。その結果について各委員で確認したいと思えます。

本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上、監理委員会への報告資料として整理したいと思えます。整理したものにつきましては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をお願いしたいと思っております。

委員の先生方におかれましては、時間の関係もございまして、本日、質問できなかった事項、確認したい事項がまだあるかもしれませんので、それは引き続き事務局にお寄せいただければと思えます。やりとりをしていただいて、事務局から各委員にその結果を送付していただきたいと思います。

事務局からは何かございますか。

○事務局 特にございません。

○小幡主査 それでは、ぜひ今後、システム自身に向けてもよろしくお願ひしたいと思えます。

法務省の皆様におかれましては御出席いただき、ありがとうございました。どうも御苦勞様でした。

(法務省退室)

(放射線医学総合研究所、文部科学省入室)

○小幡主査 続きまして、独立行政法人放射線医学総合研究所の「被ばく医療共同研究施設放射性廃棄物処理設備の運転保守管理業務請負」「重粒子線がん治療装置及びサイクロترون装置の運転及び維持管理等業務」「重粒子線棟及び新治療研究棟機械設備運転保守管理

業務」の3事業につきまして一括して審議を行いたいと思います。

本日は独立行政法人放射線医学総合研究所の黒木総務担当理事、そのほかに御出席いただいております。

事業概要等について早速、御説明をお願いしたいと思いますが、20分程度でお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

○黒木総務担当理事 放医研の総務担当をさせていただきます、理事の黒木でございます。

本日は私どものヒアリング対象の3事業について御説明をさせていただければと思っております。資料2-1で御説明したいと思います。

2ページ、私どものヒアリング対象の3事業が書いてございます。一言、簡単に私どもの研究所が何をやっているのかということを御説明させていただければと思います。私どもの研究所は1957年、昭和32年に科学技術庁所管の国立研究所ということで設立されまして、56年の歴史を有しているところでございます。

研究の内容は、放射線による人体の影響と防護、放射線を当てることによって人体に悪い影響、これはどのような影響があるのか、また、その影響を低減するためにどうすればいいかということが1つの柱です。もう一つの研究の柱は、放射線を医学利用して放射線のプラス面を有効に利用していきましょと、放射線によって人体の中の臓器、がん、もしくは精神構造を診断いたしまして、がんなどの治療に放射線を当てて治療に利用していきましょという研究をやっているところでございます。

併せて放射線関係の業務をやってございまして、3年前の3.11の福島第一の事故のときでございますが、その際には福島の方に緊急被曝の医療チームを私どもも送っておりますし、専門家、医師等の現地派遣、被曝患者の受け入れ、電話相談等々をやっております。現在でも福島県民健康管理調査という200万人の県民を対象にした調査の技術的サポートを実施しているということでございます。

3ページ、この3つの業務についての説明ですが、私どもの研究所が千葉市稲毛区にございまして、敷地の広さは東京ドーム3個分でございます。左側に書いております「被ばく医療共同研究施設」、これが先ほどお話した放射線の負の側面を解明して、その影響を小さくしようというための施設でございます。右に「重粒子線棟」「新治療研究棟」と書いてございます。重粒子線棟でシンクロトロンという加速器を用いまして、炭素原子を加速し、それをがん細胞に当てます。実際に当てる場所でございますが、重粒子線棟に前からある治療棟、それから、新しく左端に新治療研究棟を設けてございます。ここで照射を行うということでございます。重粒子線棟の手前に三角形のようになっているところが私どもの病院でございます。

4ページ、いろいろな契約関係について法人として取り組んできたことを御説明するよとということでございますので、これ以降、簡単に御説明いたします。

平成21年の11月の「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」を契機といたしまして、私どもは翌年4月に「随意契約等見直し計画」を策定したところでございます。

この計画の中で契約監視委員会、これは所外の有識者と私どもの研究所の監事からなる監視委員会による定期的な契約の点検、随意契約の見直しということで総合評価落札方式を拡大していこうということです。それから、複数年度の契約による一般競争入札の拡大を行うこととしました。

また、1者応札、1者応募の見直しです。総合評価落札方式を拡大していこうということ、複数年度の契約による一般競争入札の拡大、1者応札、応募の見直しということで仕様書の内容等の見直しをしています。これは特定の商品を選定しないように、性能や機能、そういうものを一般的に記載していきましょとか、入札要件の緩和や適切な準備、履行期間の確保、これは私どもの規定上、一般競争入札は10日となっていますが、20日程度は確保しようということで動いてございます。

その他ということで、契約件名をわかりやすくしよう、また、RSSを用いてそのメールアドレスに登録した業者には私どもの入札案件については、その情報を提供しようという活動を行っているところでございます。

5ページ、先ほど言いました平成22年以降もできるだけ入札については改善を図っていこうということで取り組んでおります。これは先の契約監視委員会が昨年12月に開催されたところでございますが、この契約監視委員会にお諮りしたものでございまして、まだ電子入札システムを導入し切れていないという状況でございますので、この導入に向けた取組を行おうと考えています。

さまざまな入札方法の実施ということで、参加者確認公募、これは競争性のある随意契約という形になっており、随時、拡大しておりますが、さらに拡大していきたいというお話。それから、総合評価落札方式を大分導入はしてきたのですが、まだマニュアル等で未整備なところがございますので、その改正整備を図ってきたいという内容でございます。

調達情報の改善ということで、年度の初めに今年度はどういうものを調達するのかという調達案件の予定を案件名と大体の時期、いつごろ入札を行いますよというものをホームページに出しているところでございますが、今まで中身が件名だけしか書いていない状況でしたので、その調達の概要もきちんと入れて、業者のほうで計画が少しでも立つように改善を図ってきたいと考えてございます。

④は先ほど御説明したRSSに比べまして、より業者のほうで情報が比較的入手しやすいようなメーリングリストを用いた情報の発信、これは特定の事業者に限らないような形でそういうサービスができないか、検討を始めたところでございます。

以上が私どもの入札関係の情報でございました。

6ページ以降に3つのヒアリングのテーマについて書いてございます。最初の「被ばく医療共同研究施設放射性廃棄物処理設備の運転保守管理業務請負」でございまして。

7ページ、研究の目的を書いてございます。これはプルトニウム、ウランを始めとするアルファ線核種を放出する物質、これが人体にどのように影響するのか。また、仮に人体の中に入った後、これが人体にどのように影響するのか、仮に人体の中に入った後、早め

に排出して影響を小さくしようという研究を実施しているところでございます。

それに対しまして特に放射性廃棄物処理設備については、運転保守管理について業務請負という形で外部にアウトソーシングしているところでございます。ここに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法令と書いてございますが、長いので、原子炉等規制法と呼んでおります。この原子炉等規制法の主要施設の中で、特に私どもはプルトニウムを1g以上扱うものですから、政令で定められた施設ということで国の保安規定の認可対象施設であり、また、保安検査を受けなさいという、比較的厳しい規制がかかっている施設でございます。

8ページ目以降ですが、模式的に我々はどんな研究をやっているかということを書いてございます。共同研究施設ということで、長崎大学や千葉大学等と共同して研究をやっているものでございまして、基本的にはウランやプルトニウムの影響を研究します。人体に与える研究はできませんので、マウス、ラットを使った研究でございます。マウス、ラットに呼吸摂取により与えたり、体外からウランやプルトニウムを体内に入れて、それがどのように移行するのか、また、ウランやプルトニウムを早めに排出するために、どのような薬剤が有効なのかという研究をいろいろな物質の分析装置などを使って調べているということでございます。

9ページ、その中でも特に廃棄物処理を請負に出しているところでございますが、固体廃棄物、液体廃棄物の設備を施設の全体図という中に記載しております。わかりにくいので、10ページ以降で見ていただいたほうが見やすいと思います。

10ページ、上段が排水処理設備でございます。マウスにウランやプルトニウムを与えるわけですが、そのうち糞や尿については下のほうに回って、汚泥処理設備のほうに回ります。糞や尿以外の比較的、汚染度が小さいものについては活性炭を通した上で一度、貯蔵槽で貯蔵して、モニタリングで放射線のレベルが法令の一定の基準値以下であることを確認した上で放流するという取り扱いになってございます。

一方、糞や尿はウランやプルトニウムが入っているものでございますが、汚泥処理装置、具体的にはこれは脱水機、乾燥機でございます。脱水、乾燥したものを焼却炉に持っていきます。下の焼却炉に持っていきまして、この焼却炉でバーナーによる熱風で灰化します。灰は焼却炉のさらに下のほうに灰出装置と書いてございますが、灰を取り出す装置から灰を取り出して、ドラム缶に入れます。この一連の作業、監視の作業を請負業務でやっていただくということでございます。

11ページ、視覚的にどんな業務かということでございますが、真ん中に先ほどの灰出装置と書いてございます。その灰出装置のちょうど灰化する真ん中の焼却炉がございまして、その焼却炉に灰化炉から左のほうから灰をかき落とすような作業を、防護服を着てやっていただきます。

それから、炉の下に灰出装置そのものがございまして、これは灰ができた後、一定のバッチごとに灰を下に落とします。これを外に持っていく必要がありますが、右の絵を見て

いただければと思います。バックアウト作業と我々と呼んでおりますけれども、これはビニール製の袋を右手の入り口のほうにかぶせて、外に空気が干渉しないような形で灰を小さな袋の中に入れて、それをドラム缶に収納するという作業を実施していただきます。また、ポンプ等のメンテナンスやいろいろな水質検査等を実施していただくという作業をやっているところでございます。

12ページ、今まで契約期間については単年度契約で実施していました。先ほどの灰化炉の設備が若干、故障したりとか、毎年運転の状況が変わるものですから、単年度契約で実施していたところでございますが、26年度から設備の運転時間を平準化しますので、26～27年の2カ年間の複数年度契約で今年度中に入札を行い、業者を決定するという形にしてございます。

なお、今まで日本管財サービスという会社が1者入札で落としておりました。なぜ1者入札が続くのかの分析もしているのですが、1つは、先ほどお話したように、プルトニウムを使う施設というのは国内に余りございません。特に密封ではなくて非密封の形で使う施設となりますと、六ヶ所の再処理工場とか日本原子力機構の東海の再処理工場とか、非常に限られた施設になります。業者が非常に限られているということもあり、結果的に1者入札になっているのではないかと考えております。

13ページ、「重粒子線がん治療装置及びサイクロトン装置の運転及び維持管理等業務」でございます。シンクロトロンを用いた重粒子線がん治療装置、これを HIMAC（ハイマック）と呼んでございます。この HIMAC の装置を20年前から治療に応用してございまして、世界最高水準の治療成績を上げてございます。昨年は800人の治療を行ってまいりました。設定している運転しようという時間に対して、ほぼ100%に近い稼働率を誇っているところでございます。

この施設は平日の昼間は患者さんのがん照射施設として使ってございます。平日の夜、週末では科学研究を行うために使っているところございまして、これは物理工学や生物学、多方面に使っています。昼間の患者さんに当てる放射線の均一の照射と夜間、週末は非常に極限状態のビームを出してくれということで、運転条件は異なるというところがございます。施設は日立、三菱、東芝、住友重機の4社でつくられたものでございます。

○小幡主査 時間が押しておりますので、あとの2つについて契約の競争性を高めるための今までの措置とか、あるいはなかなか難しい点を中心にお話をいただければと思います。

○黒木総務担当理事 わかりました。

それでは、17ページ、契約期間ということで今の案件で書いてございますが、研究と相まっているので、どうしても単年度契約という形になります。先ほどお話したように4つのメーカーがつくった装置を一体的に運転管理するというところでございますので、加速器エンジニアリング株式会社が今まで落としてきたのですが、これ以外の会社が入札に参加するのは実質的には難しいだろうと思っております。この装置をつくったのが4社でござ

いまして、この4社がつくった会社に運転管理をお願いしているところございまして、それ以外のところにはなかなか難しいということもあり、今、検討しているところではございますが、来年は参加者確認公募という形で競争性のある随意契約に変えていくことを現在、検討しているところでございます。

最後の3つ目の案件が18ページ、「重粒子線棟及び新治療研究棟機械設備運転保守管理業務」でございます。先ほどは主に加速器の運転をお願いしていたところでございますけれども、3つ目の案件は加速器以外の部分、建屋や機械、空調装置の保守管理をお願いしている業務でございます。

これについても22ページ、同じように我々は研究開発と並行して実施しているものですから、今後も単年度契約で実施していこうと考えています。この業務ができる場所は加速器エンジニアリング株式会社以外にどういうところがあるのかということでございまして、可能性としては大きな加速器、シンクロトロンを用いたような装置があるところであれば、入札は可能だと思っております。入札は可能ですが、具体的には加速器の運転とリンクして、いろいろと業務を行う必要がございます。例えば温度管理を1つとってもプラントの温度がちょっとでも予定の温度よりも上がりますと、二百数十メートルぐらいある施設ですけれども、長さが膨脹とかで変わると、粒子がうまく出てこないということがございます。

理論的には複数社は可能だと思いますが、結果的にはどうしてもこの加速器エンジニアリングという会社が落としたのかなということでございます。我々は引き続き努力はしたいと思いますが、業務の性質上、複数応札にするのはなかなか難しい案件かなと考えてございます。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○小幡主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして、御質問、御意見を委員の方々からいただければと思います。

石堂副主査、どうぞ。

○石堂副主査 今、名前の出た加速器エンジニアリングという会社、ほかの案件でもときどき気になるのですけれども、ある事業を官庁が始めて、それを引き受ける相手がいなかったときにその目的のために会社であれ、財団法人であれ何かをつくって、そこがその業務をずっとやってきているようなケースが結構あります。それは私の考えですけれども、そのためにだけつくってあるから、非常に無駄のない組織になっていて、それ以外ほかのこともやっている会社が競争しようと思って入ってきても、そんなにスリムになれないものだから、結局、競争の形をとっても負けるというケースが非常に多い、その1つのような気がするのです。

重粒子の治療装置の話になると、最初にそれを形成していた過程から、いろいろな保守業務は実験段階から常について回っていたと思います。この加速器エンジニアリングとい

う会社はどの段階でできた存在だったのですか。

○野田部長 物理工学部の野田と申します。

実際に治療が始まったのは1994年でございますけれども、加速器エンジニアリングが入ってきたのは1993年からだと思います。総合調整をやっている段階から入って、試験調整の段階から入ってきたと思います。

○石堂副主査 そうすると、多分、そのような生い立ちを持ったところなのだろう。それはこの部分の保守に関しては絶対的な強みを持った存在であろうなという感じがするのですけれども、何とか1者応札を避けようという中でほかの同じような重粒子を扱っている、その保守にかかわっている会社がほかにもどこかあるかという調査はされたのですか。

○野田部長 国内で言いますと、重粒子を加速して実験をしている施設は理化学研究所です。

○石堂副主査 群大にもありますね。

○野田部長 群馬大学は治療施設なので、カーボンしか入れない。我々のところは夜中の物理実験、生物実験がありますので、陽子線からキセノンまでの幅広いイオンを供給してございます。同じようなことをやるのが理化学研究所の原子核研究所なのですけれども、プロトンからウランぐらいまでやります。彼らは治療をやらないということと、加速器が理化学研究所の場合はサイクロトロンという加速器で、我々はシンクロトロンという加速器ですので、加速器運転方式、運転方式が随分異なっております。そこが大きな違いです。

決定的に違うのは、先ほど黒木が申しましたように、我々は昼間がカーボンの治療、夜はいろいろな研究者の要求に応じたいろいろなイオンの供給、あるいは供給するためにビームの開発することがほかの運転会社とは違う業務になってございます。

○石堂副主査 そうしますと、結論的には貴法人でやっているこの業務に対する保守は、加速器エンジニアリング以外はやれないのだという結論だということでしょうか。

○野田部長 非常に有利な立場にあるのは間違いないと思います。

○石堂副主査 有利というよりもほかのところで、そういうことの準備といいますか、やってみようかなと思うような体制を整えている企業は基本的に存在しないだろうということですか。

○黒木総務担当理事 メンテナンスを行うところは、1つはその装置をつくったメーカー、もしくはそのメーカーの子会社みたいなところは、通常多うございます。それと今回は4メーカーが作ったものですので、4メーカーも入って、こういうメンテナンス会社をつくったということでございます。

我々としては実質的には非常に難しいと思っています。ほかの会社が参加するには、この4メーカーがそれぞれつくったものを一体として運用する。その施設のことをよく知っているのはそれぞれ4メーカーであって、運転初期にその4メーカーが集まって会社を設立し、その運転管理をする組織としてつくったものですから、これに対抗してこの企業よ

りも安い価格で実際に入札して落とすということがそもそも難しいし、お金を除いても技術的にこれができるかどうかというのは、非常に疑問があるところでございます。

それで、先ほど申し上げましたように来年度以降は参加者確認公募という形で競争性のある随意契約方式に変えていくのが相当かなと考えているところでございます。

○石堂副主査 それはもうこの加速器エンジニアリングだけを相手にしてということなのですか。

○黒木総務担当理事 はい。参加者確認公募で最初に特定企業を決めます。特定企業を決めた上で、競争性があるというのは公募というか、参加者はほかにいませんかということの入札と同じように公募いたします。うちもできますよというところが手を挙げてきていただければ、そこの技術審査をした上で手を挙げたところに技術的能力があるとなると、そこと特定事業者を含めた形で競争入札にその時点で変えるという方式でございます。通常はほとんど手を挙げてきませんので、一定期間経過後に手を挙げてこない場合は特定事業者との随意契約に変わっていくというシステムでございます。

○石堂副主査 私ばかり質問するわけにはいかないのですが、最後に別に悪意で聞くわけではないのですけれども、これだけのものをつくって実際に稼働させる前からも保守は必要になる。その保守する存在が必要だというときに関係した4社が共同出資でこの会社をつくったという御説明なのですが、それは結局、研究所のほうから水を向けたという形になるのですか。

○黒木総務担当理事 それはどうなのでしょう。

○野田部長 当時は運営のほうをやっていたわけではないのであれなのですが、いずれにしても会社さん、最初は素人なので、それを我々がある期間育てた、教育したというのは間違いないと思います。4社は各部品をつくっておりまして、我々が全部設計していますから、運転会社が決まった後に我々が教育して全体をできるようにしたというのが経緯かと思います。

○石堂副主査 ですから、別に悪いという意味ではなくて、世の中に受け手がないときに、官にとって必要だから主導的にそういうものをつくってやらせるということはあっても別に悪いことではないと思いますけれども、それをやったがゆえにずっと絶対的な有利な存在になっている。逆に言うと、それ以外のものが育たなくなります。もうそこが一番やりやすくできていますからという状況かなと思います。

○小幡主査 4社がつくったとおっしゃいませでしたか。

○黒木総務担当理事 4社とプラス2社が出資した会社でございます。

○小幡主査 今、保守管理業務を受けている、ずっと1者応札できているところですね。

○野田部長 技術的な面で言うと、4社が自分の関連しているところから人を派遣してやったということです。当時は4社全部の技術はありませんから、我々がそれを先ほど言いましたように、教育したという経緯でございます。

○小幡主査 何年にそれができたのですでしたか。

○野田部長 正確なところはあれですけども、1993年から我々の現場の入ってきたと思います。

○小幡主査 1993年からずっとそこが保守管理業務を受けているということですか。

○野田部長 平成4年なので、平成4年というところ。

○館事務局長 1992年です。

○小幡主査 最初に運転するときに確かにどこかが保守管理をきちんとできなければ困る、そうでないと動かないからということとはよくわかるのですが、ずっと1者応札の状態していると、少なくとも外から見たとき、そこが受けている価格は競争性がない状態になっていますので、本当にこれが高どまっていなかったのかとか、そういうところが1者応札されているとわからない状況です。ということで、今、ここの俎上にも上ってきているわけなのですが、何とか工夫しようがないのかということについて議論したいと思っておりますが、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○浅羽専門委員 1つだけ、過去に一般競争入札をされていて1者応札なのですけども、いずれの業務も落札率を公表されていないようです。これは何か理由があるのでしょうか。

○黒木総務担当理事 一番大きいのは、予定価格を私どものほうとしては基本的に公表しないということで、研究所としては明文的な規定があるわけではないのですけれども、ずっと運用してございます。最終的に契約した金額はいいのですけれども、予定価格が外に出ることによって類似した業務、先ほどありましたように、運営費交付金がどんどん下がっているの、仕様書などを結構落として金額を下げたりします。予定価格がわかってしまうと、どのぐらいになるのかということについては類推がつくと思うのです。

我々も基本的には汎用品については市場価格をベースにしてございますし、こういう業務であれば見積もってやるのですけれども、その価格が出てしまうと、大体の予定価格がわかるということから、我々としては予定価格、落札率を両方出していないということがあります。

○浅羽専門委員 そうしますと、今度新しい方式で他の者が手を挙げなかった場合に随契に移ると思うのですけれども、その場合のもとになる価格というのは、結局、手の内をさらすのと同じことになるのかなと思うのですが、そうはならない、あるいは全く違う何かやり方を考えていらっしゃるのでしょうか。

○黒木総務担当理事 そこしかできないので、実は長年にわたって1者応札が続いているわけでありまして。実態を申しますと、我々は運営費交付金を毎年5%程度、年によって変わりますけれども、相当削減が続いております。私どもとしては、毎年、仕様書はできるだけ見直して価格を下げるという形でやっております。基本的に一番重要なのは、我々が予定価格をどう算出するか、どう相応の価格として算定するかということが一番重要だろうと思っています。どうしても1者応札をするところは何の程度の価格かというのはわかっているはずですから、その価格を厳しく算定するというところで対応してございます。

少なくとも我々の認識は、落札している会社も決して楽な状況にないと思っております

が、担当されている方、お願いします。

○野田部長 とにかく値引き率だとかいろいろなことで対応するのですが、当初の価格に比べてもはや3割以上下がっているかと思います。研究所の予算がその意味では所全体で5%下がるということは予算の多いところはもっと下がりますので、3割ぐらいは下がっているかなと思います。そのために人数の低減とか効率化で対応しているということでございます。

○浅羽専門委員 そうしますと、予算が削られていて、恐らく予定価格もいろいろな面で削っていった、仕様書も変えて少しずつ簡素にしていく中で1者応札ですっとやってきているので、先ほど落札率の話をもっと最初にしたのは不落もあったのではないのかなと思ったのです。つまり、そこまで下げてくる中で札を入れるほうが落とせない、予定価格を超えてしまうようなことがあったのか。

○石原部長 不落については、今年度既に1回開札をして、1回目は不落になってしまいました。例年は不落しているわけではなくて、当初、我々も研究部門と連絡をとって独自の予定価格をつくり、それでもって入札をやります。ただ、その意味では1回目で成立しないで、毎年、数回入札を繰り返して、3～4番札ぐらいいやうやく契約できているというのが今までの現状でした。ことはさらにいってしまったがゆえに、1カ月不落になってしまったということで、もう一回、全体を見直してやり直すところでございます。

○浅羽専門委員 ありがとうございます。

○小幡主査 引頭副主査、どうぞ。

○引頭副主査 御説明をありがとうございました。

幾つか質問があります。まず、最初の施設の保守管理業務請負についてですが、株式会社日本管財環境サービスの成り立ちといいますか、資本構成などについて教えてください。

2点目ですが、仕様書を拝見している限りにおいては、取り扱うものは放射線ということではありますが、業務自体はそんなに難しいことではないような感じがしています。そうした中で、より多くの事業者が機会を得られるように、手順書、あるいはマニュアルのようなものを、御用意され、よりオープンになるような御努力をされているのかというものです。

3点目は、アクチノイドが取り扱える能力を要することとありますが、その能力についてはどのようにしてはかるのでしょうか。特別な資格があるわけではないと思いますので、そのあたりについて御見解をお聞かせくださいませ。

4点目は、落札率のお話が出ていました。落札率を見ると、24年度の日本管財環境サービスの落札率は高いのですが、その次の年の25年度は突然金額、落札率ともに急低下しています。25年度も1者しか応札していないのですが、このときの背景がもし何かあれば教えてください。

以上が最初の施設についての質問です。

2番目、3番目の案件についてですが、今までお話を伺っていると、4社で出資された

加速器エンジニアリングしかできない部分が非常に多いということでした。いずれの案件も高い専門性が必要とのことですが、そうであれば、なぜ2番目と3番目を分けて発注されているのかといるのでしょうか。むしろ一緒にして、応札者の創意工夫により、価格を下げてもらったほうがいいのではないかとも思ったわけですが、そのあたりについて御意見をお聞かせください。

全部で5点、お願いします。

○黒木総務担当理事 私のほうから説明して補足をお願いしたいと思います。

まず、経緯なのですが、廃棄物処理施設は新潟鉄工という会社につくっていただいたものでございます。新潟鉄工は十数年前に破綻してしまったのですが、その当時、日本管財サービスは子会社として新潟鉄工と関与していたということであり、新潟鉄工が破綻した後、日本管財サービスが後を継いで受注をしてきているという状況でございます。

次に、どういう努力をしてきたかということでございます。実はこれに対してというよりも、全体に通じることなのですが、まず仕様書等をできるだけわかりやすく、それから、先ほど話したような話になりますが、それをきちんと仕様書も含めて公表する。何年分かはそれが見えるような形になっております。したがって、どういう業務をするのかという、毎年行うような保守の請負みたいなものについては、今までは毎年、年度ごとに入札しておりましたので、予測はつくようになってきていたのではないかと考えています。ただ、先ほどお話したように、入札がいつどのような形で行われるのかという情報は引き続き発出していこうと考えております。

それから、入札の資格というか、要件ということだろうと思います。請負者の要件については「保守管理を行うことが可能な能力を要すること」ということで、比較的、仕様書上はふわっとした書き方になっております。我々としては、先ほど言ったウランやプルトニウムを取り扱った企業としての経験、もしくは実際に作業、業務を行う方がそういうところで働いた経験があれば、そういう能力を有すると判断するというところでございます。

4点目、落札率が変わってきたという経緯についてはすぐにわかりますか。

○梶田部長 これまで焼却炉の改修工事を行ったりとか、その前は焼却炉から出てくる灰ガスの処理設備の改修工事を行うということで、焼却炉を運転するかしないかで大分、必要人数が異なってきます。これまで毎年、見積もり人数が異なっておりますので、見積もり額も違う、そういったところも影響しているのではないかと思います。

○引頭副主査 今のお話ですと、そうした状況についてはすでに発注者がわかっていることなので、そうであれば、発注予定価格が下がり、落札率も大幅には低下しないというのが筋だと思うのですが。発注者としては仕事量は余り変わらないと思っていたが、落札者が状況を勘案して自主的に下げたということになるのでしょうか。

○梶田部長 作業の見積もりが違うので、それに対する落札者。

○引頭副主査 作業の見積もりについて皆様方と落札者が違ったということなのか。

○梶田部長 その認識が少し違ったということなのかもしれません。詳しくは聞いておりません。

○引頭副主査 外から見ますと少しわかりづらい状況です。

○小幡主査 今でなくても、また後日でも事務局をお願いします。

○黒木総務担当理事 はい、また後日に答えさせてください。我々は最低価格しか決めていないので、入札した人がどういう数値を出してきたかというのは推測にしか過ぎませんが、先ほど言ったように、固体廃棄物処理施設がずっと1年間使えなかったときとか、数カ月使えなかったときとかいろいろあったのです。その場合は固体廃棄物処理施設にかかわる経費が業者には全く見ない形で予定価格もつくっておりますが、それに対して入札された方が処理施設の使用期間の変動をちゃんと差っ引いて入札金額を出したのか、それとももともと同じような金額を出したのか、それはわかりませんが、我々のわかる範囲内で少し分析をして、御報告したいと思います。

最後の HIMAC の施設、②と③の業務を一緒にして出したほうがよかったのではないかとということでございますが、先ほども申し上げましたように、今までとにかく競争入札の形でやりなさいということで、ほとんどかなり自動的に競争入札に変えたところがございます。ところが、先ほどお話したように、②の案件の運転についてはほぼこの会社以外は技術的にも手を挙げることができない。ということから、参加者確認公募に変えようと思っております。ただ、③については本当にそこまで言えるのかどうか。大型の加速器をつくっているところはございますので、③も同じように参加者確認公募にするような案件であれば、一緒にすることを考えたほうがいいかなと思いますが、今まではそこまでは考えていなかったという状況でございます。

○引頭副主査 わかりました。ありがとうございます。

○小幡主査 奥専門委員、どうぞ。

○奥専門委員 契約期間についてお伺いしたいのですけれども、②、③の重粒子のほうの2つの業務については業務内容が変動する可能性があり、単年度の契約ということで今後もされていきたいということでした。最初の施設管理、廃棄物処理施設のほうにつきましては、中期目標期間が終了する平成27年度末までの2カ年、複数年契約で今後、やってみるという御説明がありました。

こちらについては、そういった業務内容の変動はほぼなくて、定型的な業務だと考えてよろしいということなののでしょうか。そうであるとしまして、今後、2カ年だけではなくて、さらに長期的な契約も検討する余地があるのかどうか、そこをお伺いしたいと思います。

○黒木総務担当理事 まず、HIMAC、加速器のほうですけれども、これは来年以降、ガントリー装置という、どこからでもカーボンのビームを当てることができるような大型の装置を研究開発として、来年からそれを入れた形で運転を始めることを考えております。毎年のように研究開発の成果が運転や管理に反映されることになると思いますので、今のところ

ろ、複数年は考えていないという状況です。

最初の廃棄物処理施設のほう、これは説明が足りなかったのですが、今まで固体廃棄物の焼却施設の部分が故障したりして、一定期間、安定的に動くという自信もなかったのですが、修理も終わっていなかったということでございます。これが本年度、終了いたしましたので、2年間については複数年契約を結ぶことができるだろうと考えています。もちろん、またどこかが壊れたら契約変更とか、途中でそういう手続が必要になるかもしれませんが、しっかりと動かせば契約変更に至るようなことはないだろう。加速器のほうは、間違いなく変えるということはわかっていますので、それができないということです。

○小幡主査 よろしいですか。

○奥専門委員 わかりました。

廃棄物処理施設のほうは、運転のほうが安定的に今後もできそうだということを2カ年にしてみ、見きわめた上で、その後、どうするかということを検討なさる、そういう理解でよろしいですか。

○黒木総務担当理事 実はまだ2カ年のことしか決めていないので、3年目以降に次期中期計画に入るのでございますけれども、その後、どういう契約にしていくなのか、新しい中期計画でどういう研究プロジェクトをつくるのかということで、今、所内で検討しているところです。研究計画が変わり、施設対応が必要になれば、また単年度になるかもしれませんが、研究計画が非常に長期にわたる一定の研究であれば、複数年ということも十分に考えて対応することが必要なと考えております。

○石原部長 今の点について、我々事務当局としては、今、先生方が言われたように、2年間でとりあえずやってみて今後を決めたいと思っておりますし、昨年の12月に閣議決定で研究開発法人の調達の方法が見直しされるという話を聞いておりますので、その方針を見ながら次の中期計画のやり方について考えたいと思っております。

○梶田部長 1点だけよろしいでしょうか。焼却炉は今、直したばかりなので、とりあえずは安定的に運転できるだろうと見込んでおりますが、実験によって廃棄物の発生量が変動します。そういった実験計画を見ながら、余りに焼却炉の運転必要日数が変動するようですと、焼却炉の運転に人手がとられるものですから、したがって、焼却炉の運転日数が長いと契約額が上がってしまうということもあります。できるだけ契約額を下げするためには焼却炉を妥当な範囲で運転したいという気持ちもあって、実験計画なども見ながら検討させていただきたいと思っております。

○小幡主査 では、私から、特殊な設備に関する管理等であるということはよくわかりましたが、そういう場合であっても1者応札の状況があったら、どういうことをすれば参入しやすくなるかということについていろいろヒアリングなどをして検討して、例えば仕様書をもっと細かくするとか、わかりやすくする、業務マニュアルをつくって余り経験のない業者も受けやすくとか、あるいは資格について経験年数が少し長かったり、人数が多いので、負担が重いと思えばそれを減らすとか、いろいろな法人が独法であっても検討

されていると思われますが、こちらはそのような検討、ヒアリング等はどうなさっているのか。

あと、2番目について非常に特殊でここしかないということを先ほどから言われていると思うのですが、確かにそのものずばりの施設はありませんが、加速器ですとかイオン照射施設とかコバルト照射施設とか類似のものは一応存在することはあります。治療と研究と両方あるのがここだけであるということはわかりましたが、逆に治療だけとか研究だけというところはある。そうであると、昼と夜で両方あるというだけであって、きちんと仕様書、マニュアル等で示せば、これも不可能ではないと思うのですが、そのあたりをどう検討していらっしゃるのか。例えばヒアリングなどをなさったということはございますか。

○黒木総務担当理事 まず、入札手続の改善はこの資料でも説明させていただきましたように、平成22年にも行いましたし、毎年手続を改善すべき努力しています。特に来年度は何をやるべきかということは、昨年の12月の契約監視委員会でも審議いただいて、我々としてやるべきこと、例えば業者の立場になってみれば、いつ、どういう入札のものが必要か等については非常に重要になってきますので、そういう情報は提供をできるだけしたいと思っております。

2点目の件ですけれども、御指摘のようにシンクロトロンだけに限った研究用のもの、治療用のものというのはございます。例えば治療用のものについては、私ども施設以外にも兵庫県、群馬県、佐賀県が動き始めて、来年度からは神奈川県のもものが動き始めます。加速器は若干、仕様が違いますけれども、シンクロトロンを使うというところでは同じだと思っております。そういうところもメンテナンス会社は雇っているところでございます。そのメンテナンス会社は私が聞くとところによると、大体、メーカーそのものか、もしくは加速器エンジニアリングなどが実施しているということであります。

HIMAC が難しいのは、4社がつくった施設だということで、治療系については普通、三菱、東芝という会社が今までの群馬等については落としてきたわけです。そのメーカー系のものと加速器サービス、多分、そこが候補として挙がってきているという形だと思います。一方、我々のところは三菱とかメーカー一社だけではメンテできないということで、各メーカーは手を挙げてきていないという状況だろうと思います。

おっしゃるように、理論的に無理かということ、理論的には無理ではないのですが、素直に推測すると、本当に参入しようとする、物すごい企業努力や多分、経費がかかるのだと思います。したがって、結果的に1者入札という形になっているということだと理解しております。冒頭にお話しましたように、その中で御指摘にあるように、透明性を高める努力等をしていくのかなと考えております。

○野田部長 補足ですけれども、放医研と他の群馬大学、佐賀、神奈川、あるいはほかのプロトンの施設と決定的に違うのは、我々は開発機器ですので、薬事対象品ではございません。ほかのところは全て薬事承認機器ですので、改造等が全然できない、変更申請をとっていかないといけない。変更申請をとると、その間は治療ができなくなるので、いつも

定常状態の性能になっています。

我々は資料にもございますように、数年前からスキャニング装置ですとか高度なワブラーですとか、どんどん変わっているところがあります。性能が一仕事にどんどん変わるの、その意味では同じ医療へのビームの供給といいまして、方法がどんどん変わっていくところと、そうではない、いつも同じでないといけないところがあるというのが決定的に違う。むしろ夜中の実験に近いところがあるような気がします。

○小幡主査 石堂副主査、どうぞ。

○石堂副主査 結局、どうやって新規の参入業者があらわれるかということを検討していくという方向で考えると、最初のほうで私が申し上げましたように、この目的につくった会社が絶対に強いというのは、業務の内容が特殊ということと、もう一つは「セット」、業務の組み合わせなのです。業務がワンセットになっている。いろいろな業務があるのだけれども、それをワンセットにしてそれにちょうどよく会社が作られているということが強みなのです。こういうところに競争入札を入れようと思うと、業務をスライスしてほかの業者もやれる部分だけ取り出して発注してくださいということになります。こういうところに競争入札を入れようと思うと、スライスしてほかの業者もやれる部分だけ取り出して発注してくださいということになるのです。どれもこれも特殊ですというのであれば、それは随契のほうにだんだん寄っていくと思います。

重粒子の治療のものは5億以上ありますが、その中身を見ていったときに、この業務だったならばほかの業者だってやれる、これだけやってくださいと言えば、やれる業者がいるのではないかという部分を取り出して発注を分けてやるという発想がないと、最後まで最初に考えたワンセットでやっていくと、この加速器エンジニアリング以外は有利な条件で受けられないということになってしまいます。

そして、その議論をすると、必ず同じ場所に2つの業者が入ってくるのは効率性が云々という話になってきます。そういうスライスというか、業務を分けてでも発注して新規参入を促そうということを検討されたことがあるのかどうか、その検討の余地はないのかどうか、その辺をお聞きできればと思います。

○黒木総務担当理事 検討した経緯があるかどうかは、またお話があると思いますが、スライスにするかどうかという点については、我々からすれば非常に厳しい。要は、全体を管理する側、研究所側のワークがふえるということとイコールだと考えております。それでもやったほうがいいかどうかという話だと思っています。

大型の研究開発でよくある議論だと思っていまして、例えばもんじゅやH-IIロケットなどについてメンテナンス、H-IIは新規の打ち上げまで入っていますけれども、もんじゅについては私の認識では当初、メーカーが富士重工なども入って5社がばらばらとやっていたところ、それだと責任が非常に不明確になり、運転管理する側が特に安全確保という面に重きを置く施設にとってうまくいかないということを踏まえて、重工一本にしたと理解しています。したがって、この施設がどういう施設なのか、全体を考えて統合的な運用を

相当求められる施設なのか、結構ばらばらにしても対応できる施設なのかということを考えて、スライスについては議論するべきだと思っております。私は後者とは考えづらいと思っています。

○石堂副主査　ですから、その意味では市場化テストという視点からだけいけば、ばらしてでも市場化は可能ではないですかという議論に対して、研究所側がこれはこういう性格の業務だから、先ほどの H-II の例を持ってきてもいいですけども、そういうもので理論構築して我々としては難しいと思うのだという議論を展開されたほうが説得力はあるのかなと思います。

これまでの事例からいくと、何となく抱き合わせになっているうち、今回は詳しく見ていませんけれども、例えば清掃業務というのは誰でもやれるでしょうという話になる可能性があります。この加速器エンジニアリングが受けてから20年たっているわけですからね。それから、恐らくこの業務の増減はあっても基本的に組み合わせはそんなに変わっていないのではないかと推測します。そのワンセットの業務を受ける先としては、このエンジニアリングが絶対に有利な立場になっている。ただ、それは有利、不利だけではなくて業務の中身から見て、それはやむを得ないことだと言うのであれば、そこのところをきちんと強調していただく必要があるのかなと思います。

○石原部長　契約を実際に担当している部長としては、例えば加速器の部分については、装置についてはほぼここしかできないという認識があるので絞っていて、多分、建物だったらほかにも来るだろうという想定のもとに分けています。ただ、結果としてずっと同じところが受けているので、先ほど言われたように、一緒にしたらどうですかという意見に対しては、ちょっと考えづらいのかなという印象でございます。

一方、加速器を分担できるのかということに関してはいろいろなところで切るところはあるかもしれませんが、当方の加速器は最終的に患者さんの治療用に使うという目的にしております。したがって、分けたために契約等がうまくいなくて、それで診療に障害を与えることを一番恐れております。そういうものも含めて毎年、1 者応札の結果が加速器について落ちていることに一種の安心感があります。

○小幡主査　大分、時間が経過しておりますので、まさに今「安心」といみじくもおっしゃった、事実上、恐らくそういうことなのだろうと思いますが、長らく 1 者応札という状態はある。価格面で予算が削られているから、無理やり下げているということがありますが、それで同じ質で受けられるのか。効率化して受けるようにするということがあつたら、その前の価格は何だったのかという話にもなりますので、競争性が働かない状況下であると、結果的に予算を減らしているからよいではないかとおっしゃるかもしれませんが、少なくとも国民の目線でいくと、今の 1 年前、2 年前の価格はどうだったのかという話にもなりますので、余りよろしくないということにはなろうかと思います。

各委員からございましたように、理論的には絶対に 1 者しかないということはないのだろうということは、そちらも認めていらっしゃるところで、ただ、現実にはなかなか難

しいということはよくわかります。

他方、今までおやりになっている努力、もちろんいろいろやっというところですが、入札時期の話などはわかりますが、さらに今、石堂委員からもございましたように、定型的な業務も中にはかなり含まれていると思いますし、そういうことも含めて今後さらにできることがあれば、官民競争入札等監理委員会の実施要綱の審議などを経ることによって入札参加要件の見直しもできますし、業務仕様手順の明確化、情報開示の拡充等も図れます。競争性の向上も期待できるということになりますので、この3事業についてどのように検討されるのかということについては、また事務局とやりとりをしていただいていると思いますが、民間競争入札の導入に向けた検討をこちらとしてはお願いしたいと思っております。

本日の議論の中で各委員から示された課題や意見等について実施府省において1カ月程度をめぐり取りまとめていただき、民間競争入札の導入の意向について事務局を通じて御回答いただければと思います。その結果について各委員で確認したいと思います。

本日の議論の内容については、私と事務局とで調整の上で監理委員会への報告資料として整理したいと思っております。整理したものについては、事務局から監理委員会の本委員会に報告をいただきたいと思います。

委員の先生方におかれましては、限られた時間で本日、質問できなかった事項や確認したい事項もあるかと思っておりますので、事務局にお寄せください。先ほどそちらに投げかけている質問等の回答もお願いしたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で各委員にその結果を送付していただきたいと思います。特に確認事項は大丈夫ですか。

それでは、放射線医学総合研究所の皆様におかれましては、御出席いただき、ありがとうございました。よろしく御検討をお願いいたします。

○黒木総務担当理事 どうもありがとうございました。

○小幡主査 以上をもって本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席願います。